

足立区居宅介護支援部会規約（新旧対照表）

新(下線部変更)	旧
設立日 平成12年5月1日	設立年月日を移動
<p>第1章 総則 (名称) 第1条 本会は足立区居宅介護支援部会(以下「部会」という。)と称する。</p>	<p>第一章 総則 (名称) 第1条 本会は足立区居宅介護支援部会(以下「部会」という。)と称する。 設立日 平成12年5月1日</p>
<p>(位置付け) 第2条 <u>部会は、足立区介護サービス事業者連絡協議会(以下「協議会」という。)の専門部会に位置付けられ、本規約に定めのないことは協議会の規約に依拠する。</u></p>	【新設】
<p>(所在地) 第3条 <u>本会は東京都足立区西新井 6-24-16 3階を所在地とする。</u></p>	【新設】
<p>(目的) 第4条 部会は、<u>介護支援専門員の倫理綱領を遵守し、居宅介護支援を中心とした介護サービスの質の向上を目指すとともに、利用者の多様なニーズに対応するため、介護支援専門員相互間の有機的連携を図ることを目的に設置する。</u></p>	<p>(目的) 第2条 本部会は、倫理綱領を遵守し、介護保険サービスを中心とした介護サービスの質の向上を目指すとともに、利用者の多様なニーズに対応するため、サービス事業者相互間の有機的連携を図ることを目的に設置する。</p>
<p>(事業) 第5条 本部会は、前条の目的を達成するため、主として次の事業を行う。 (1) サービスの水準向上に資する各種調査研究、研修および提言 (2) <u>介護支援専門員間の</u>情報交換及び相互扶助 (3) <u>介護支援専門員、関係機関及び利用者に対する</u>啓発活動 (4) 関係行政機関等との連絡調整 (5) その他<u>部会</u>の目的を達成するために必要な事業</p>	<p>(事業) 第3条 本部会は、前条の目的を達成するため、主として次の事業を行う。 (1) サービスの水準向上に資する各種調査研究、研修および提言 (2) 関連事業者間の情報交換及び相互扶助 (3) 関連事業者、従事者及び利用者に対する啓発活動 (4) 関係行政機関等との連絡調整 (5) その他本協議会の目的を達成するために必要な事業</p>
<p>(組織) 第6条 <u>部会</u>の円滑な運営を図るため、<u>第13条に定める役職及び事務局を設置する。</u> 2 <u>事務局は足立区基幹地域包括支援センターに置く。</u></p>	<p>(組織) 第4条 本部会の円滑な運営を図るため、理事会並びに前条の事業を実施するための専門部会及び事務局を設置する。 2 事務局は会長のもとに置く。</p>
<p>第2章 会員 (会員資格) 第7条 会員は<u>部会</u>の目的に賛同する次の<u>者</u>により構成する。</p>	<p>第二章 会員 (会員資格) 第5条 会員は本部会の目的に賛同する次の事業者により構成する。</p>

新(下線部変更)	旧
<p>(1) 正会員 足立区内に事業所を有する<u>居宅介護支援事業所で、協議会に加入する事業所</u></p> <p>(2) 準会員 足立区内を業務圏域とし、<u>居宅介護支援事業所に籍を置かない介護支援専門員</u></p>	<p>(1) 正会員 足立区内に事業所を有する事業者</p> <p>(2) 準会員 足立区外に事業所を有する事業者等</p>
<p>(入会)</p> <p>第8条 <u>部会</u>の会員になろうとする者は、所定の入会申込を<u>部会長</u>に提出し、<u>役員会</u>の承認を得るものとする。</p>	<p>(入会)</p> <p>第6条 本部会の会員になろうとする事業者は、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。</p>
<p>(会費)</p> <p>第9条 会員は、以下に定める年会費を納入しなければならない。</p> <p>(1) <u>正会員 役員会において定める額とする</u></p> <p>(2) <u>準会員 2,000円</u></p>	<p>(会費)</p> <p>第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。</p>
<p>(会員の資格喪失)</p> <p>第10条 会員が次の各号のひとつに該当する場合には、その資格を喪失する。</p> <p>(1) <u>会員が部会を退会したとき</u></p> <p>(2) <u>年1回定められた期間内に継続手続を行わなかったとき</u></p> <p>(3) 1年以上会費を滞納したとき</p> <p>(4) <u>第12条により除名されたとき</u></p>	<p>(会員の資格喪失)</p> <p>第8条 会員が次の各号のひとつに該当する場合には、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 退会したとき</p> <p>(2) 会員である団体が消滅したとき</p> <p>(3) 一年以上会費を滞納したとき</p> <p>(4) 除名されたとき</p>
<p>(退会)</p> <p>第11条 会員は、所定の退会届を<u>部会長</u>に提出し、任意に退会することができる。</p>	<p>(退会)</p> <p>第9条 会員は、所定の退会届けを会長に提出し、任意に退会することができる。</p>
<p>(除名)</p> <p>第12条 会員が次の各号のひとつに該当する場合は、<u>役員会</u>において3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(1) <u>部会</u>の会員として義務に違反したとき</p> <p>(2) <u>部会</u>の名誉を毀損し、または部会の設立の趣旨に反する行為をしたとき</p>	<p>(除名)</p> <p>第10条 会員が次の各号のひとつに該当する場合は、総会において3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(1) 本部会の会員として義務に違反したとき</p> <p>(2) 本部会の名誉を毀損し、または本部会の設立の趣旨に反する行為をしたとき</p>

新(下線部変更)	旧
<p>【削除】</p>	<p>第三章 役員 (役職及び定数) 第11条 本部会に理事及び監事を置く。 2 理事は専門部会長及び副部会長で構成する。 3 理事のうち、会長1名及び副会長は各専門部会長とする。 (選任等) 第12条 理事は互選により会長を選任する。 2 監事は、総会において2名を会員の中から選任する。 3 理事及び監事は兼任できない。 (職務) 第13条 会長は、本部会を代表し、その業務を総理する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長がかけたときにはその職務を代行する。なお、その優先順位はあらかじめ会長が定める。 3 理事は、理事会を構成すると共に事務局を設置し、議決に基づき本部会の業務を執行する。 4 監事は、次に掲げる業務を行う。 (1) 会計を監査すること (2) 理事の業務執行を監査すること (任期) 第14条 役員任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が決定するまでは、その職務を行わなければならない。 (報酬等) 第15条 役員は、無償とする</p>
<p>【削除】</p>	<p>第四章 総会 (種別と構成) 第16条 本部会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種類とする。 (権能) 第17条 総会は、この規約で別に定めるもののほか、本部会の運営に関する重要な事項を決議する。</p>

新(下線部変更)	旧
<p>【削除】</p>	<p>(開催) 第18条 通常総会は、年一回開催する。 2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1) 理事会が必要と認め招集の請求があったとき (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の要求があったとき</p> <p>(招集) 第19条 総会は会長が招集する。 2 会長は前条の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。</p> <p>(議長) 第20条 総会の議長は、会長が当たる。</p> <p>(議決) 第21条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することはできない。 2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。</p> <p>(書面表決等) 第22条 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、予め通知された事項や書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。</p>
<p>【削除】</p>	<p>第五章 専門部会 (構成) 第23条 第三条の各事業部の円滑な運営を図るために、会長は理事会の決議を経て会員で構成される専門部会を設置又は解散することができる。</p>

新(下線部変更)	旧
<p>第3章 役員 (役職) 第13条 <u>部会には次の役員を置く。</u> (1) <u>部会長</u> (2) <u>副部会長</u> (3) <u>会計</u> (4) <u>監事</u> (5) <u>役員</u> (6) <u>地域連携担当</u> (7) <u>その他、役員会で必要とされた役職</u> 2 <u>部会長及び副部会長は、協議会の理事を兼任する。</u></p>	<p>(専門部会役員) 第24条 専門部会に下記の役員を置く。 部会長 1名 副部会長 若干名 2 部会長及び副部会長は、専門部会活動を推進し、その成果を取りまとめる。</p>
<p>(選任) 第14条 <u>会員は互選により正会員の中から正副部会長を選任する。</u> 2 <u>役員は立候補のあった会員の中から役員会において選任する。</u></p>	<p>3 部会長及び副部会長は、専門部会員の互選により選任する。</p>
<p>(職務) 第15条 <u>部会長は、部会を代表し、その業務を総理する。</u> 2 <u>副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときにはその職務を代行する。なお、その優先順位はあらかじめ部会長が定める。</u> 3 <u>会計は、部会の会計を管理する。</u> 4 <u>監事は、役員の仕事執行及び会計を監査する。</u> 5 <u>役員は、部会の事業を執行する。</u> 6 <u>地域連携担当は、外部機関との連携業務を担当する。</u></p>	<p>【新設】</p>
<p>(任期) 第16条 <u>役員</u>の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠又は増員により選任された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が決定するまでは、その職務を行わなければならない。</p>	<p>4 専門部会役員は2年間とする。ただし再任を妨げない。 5 補欠又は増員により選任された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。 6 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が決定するまでは、その職務を行わなければならない。</p>

新(下線部変更)	旧
<p>(報酬等) 第17条 <u>役員は、無償とする。ただし以下の各会議等</u>に出席した場合、<u>会議費として1回につき1,000円(18時以降に区外で開催される対面会議に参加する場合は、1回につき2,000円)、公共交通機関を使用した際の交通費や駐車場代等は別途実費を支給する。なお、開催機関から謝礼等が支出される場合は除く。</u></p> <p><u>(1)正副役員会、役員会、委員会等部会内の会議</u> <u>(2)行政または関係機関等より居宅介護支援部会に対して委員として委嘱され参加した会議</u> <u>(3)居宅介護支援部会役員として出席する研修会や情報交換会等</u> <u>(4)その他、部会長が必要と認める会議等</u></p>	<p>(報酬等) 第25条 専門部会の役員は無償とする。</p>
<p>(役員会) 第18条 <u>役員会は役員及び事務局をもって構成する。</u> 2 <u>役員会は部会長が招集して開催し、事業計画や事業の執行に関する事項等について協議する。</u> 3 <u>役員会の他、役員は必要に応じて適宜、正副部会長会、研修企画会議等を開催する。</u></p>	<p>【新設】</p>
<p><u>第4章 守秘義務</u> (守秘義務) 第19条 <u>部会員は、部会の活動により得られた成果のうち、特に秘密であると指定されたものについては秘密を保持し、第三者に開示漏洩してはならない。</u> 2 <u>部会員から提出された情報のうち、当該提供者が予め秘密であると表示して提出されたものについては、部会での利用に限定するものとし、他の部会員は当該情報を秘密として保持しなければならない。</u> 3 <u>本条の守秘義務は、部会終了後も告知となるまで有効に存続する。</u></p>	<p>(守秘義務) 第26条 専門部会員は、専門部会の活動により得られた成果のうち、特に秘密であると指定されたものについては秘密を保持し、第三者に開示漏洩してはならない。 2 専門部会員から提出された情報のうち、当該提供者が予め秘密であると表示して提出されたものについては、専門部会での利用に限定するものとし、他の専門部会員は当該情報を秘密として保持しなければならない。 3 本条の守秘義務は、専門部会終了後も告知となるまで有効に存続する。</p>
<p><u>第5章 財産及び会計</u> (収入) 第20条 <u>部会収入は、次に掲げるものをもって構成する。</u> (1)会費 <u>(2)協議会交付金</u> (3)寄付金品</p>	<p><u>第六章 財産及び会計</u> (収入) 第27条 <u>本部会収入は、次に掲げるものをもって構成する。</u> (1)入会金及び会費 (2)寄付金品 (3)財産から生じる収入</p>

新(下線部変更)	旧
(4)財産から生じる収入 (5)事業に伴う収入 (6)その他の収入	(4) 事業に伴う収入 (5) その他の収入
(財産の管理) 第21条 <u>部会</u> の財産は、 <u>部会長</u> が管理し、その方法は <u>役員会</u> で決定する。	(財産の管理) 第28条 本部会の財産は、会長が管理し、その方法は理事会で決定する。
(経費の支弁) 第22条 <u>部会</u> の経費は、財産をもって支弁する。	(経費の支弁) 第29条 本部会の経費は、財産をもって支弁する。
(事業計画及び予算) 第23条 <u>部会</u> の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、 <u>部会長</u> が作成し、毎会計年度開始前に、 <u>役員会</u> において過半数の議決を経て成立する。これを変更する場合も、同様とする。	(事業計画及び予算) 第30条 本部会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会において過半数の議決を経て成立する。これを変更する場合も、同様とする。
(事業報告及び決算) 第24条 <u>部会</u> の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、 <u>部会長</u> が事業報告書、収支決算書等として作成し、監事の監査を受け、 <u>役員会</u> において承認を得る。	(事業報告決算) 第31条 本部会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支決算書等として作成し、監事の監査を受け、総会において承認を得る。
(報告) 第25条 <u>部会</u> の事業計画・事業報告・予算・決算は、年に一度会員へ報告する。	【新設】
(会計年度) 第26条 <u>部会</u> の会計年度は、毎年度4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。	(会計年度) 第32条 本部会の会計年度は、毎年度4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。
第6章 補足 (委任) 第27条 この規約に定めるもののほか、 <u>部会</u> の運営に必要な事項は、 <u>役員会</u> の議決をもって <u>部会長</u> が別に定める。	第七章 補足 (委任) 第33条 この規約に定めるもののほか、本部会の運営に必要な事項は、理事会の議決をもって会長が別に定める。
附 則 <u>この規約は平成22年4月1日から施行する。</u> <u>この規約は令和4年4月1日から施行する。</u>	【新設】
【削除】	(名称) 足立区居宅介護支援部会 (所在地) (連絡先)